

高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金交付要綱改正 新旧対照表

改正後	現行
<p>高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>(補助目的)</p> <p>第2条 県は、地域住民が森林所有者、地域外関係者等と協力して実施する里山林をはじめとする森林の保全管理及び山村地域の活性化に資する取組の促進を目的として、国が定める森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領（令和7年3月31日付け6林整森第266号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）に基づき、実施要領第2の1の地域協議会（以下「地域協議会」という。）が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>(事業内容等)</p> <p>第4条 補助事業に係る事業内容、補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、事業実施主体（実施要領別紙のⅡに規定する活動組織をいう。以下同じ。）が行う事業に対して補助事業者が補助金を交付する場合における事業内容等は、別表第2に定めるとおりとする。</p>	<p>高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>(補助目的)</p> <p>第2条 県は、地域住民が森林所有者、地域外関係者等と協力して実施する里山林をはじめとする森林の保全管理及び山村地域の活性化に資する取組の促進を目的として、国が定める森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日付け25林整森第74号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）に基づき、実施要領第2の1の地域協議会（以下「地域協議会」という。）が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>(事業内容等)</p> <p>第4条 補助事業に係る事業内容、補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、事業実施主体（実施要領別紙2に規定する活動組織をいう。以下同じ。）が行う事業に対して補助事業者が補助金を交付する場合における事業内容等は、別表第2に定めるとおりとする。</p>

第5条～第12条 (省略)

(補助金の交付の決定の取消し等)

第13条 知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。補助金の額の確定があった後においても同様とする。

(1) 補助事業者又は事業実施主体が、補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関し

て補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は規則、要綱等の規定若しく

はこれらに基づく県の処分に違反した場合

(2) 実施要領別紙のⅢ第5の1の(1)、(2)又は(3)に該当する場合

(3) 補助事業者(事業実施主体を含む。)が別表第4に掲げるいずれかに該当すると認め

られた場合

(4) 補助事業者に対し市町村が支払う本事業に係る補助金等の財源が森林環境譲与税であった場合

2 知事は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに関する部分に対する補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第14条～第15条 (省略)

第5条～第12条 (省略)

(補助金の交付の決定の取消し等)

第13条 知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。補助金の額の確定があった後においても同様とする。

(1) 補助事業者又は事業実施主体が、補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関し

て補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は規則、要綱等の規定若しく

はこれらに基づく県の処分に違反した場合

(2) 実施要領別紙3第8の1の(1)又は(2)に該当する場合

(3) 補助事業者(事業実施主体を含む。)が別表第4に掲げるいずれかに該当すると認め

られた場合

(4) 補助事業者に対し市町村が支払う本事業に係る補助金等の財源が森林環境譲与税であった場合

2 知事は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに関する部分に対する補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第14条～第15条 (省略)

(個人情報の適正な管理)

第16条 補助事業者は、補助事業を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) に基づき定められた「高知県個人情報等取扱事務委託基準」に準じて実施するものとする。

第17条 (省略)

附則

- 1 この要綱は、平成29年6月5日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第11条第5項、第13条、第15条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則 この要綱は、平成30年6月7日から施行する。

附則 この要綱は、令和元年6月20日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年6月17日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年5月17日から施行する。

附則 この要綱は、令和4年5月26日から施行する。

附則 この要綱は、令和6年5月21日から施行する。

附則 この要綱は、令和7年〇月〇日から施行する。

別表第1 (第4条関係) (省略)

別表第2 (第4条関係)

(個人情報の適正な管理)

第16条 補助事業者は、補助事業を実施するに当たっては、高知県個人情報保護条例 (平成13年高知県条例第2号) に基づき定められた「高知県個人情報取扱事務委託基準」に準じて実施するものとする。

第17条 (省略)

附則

- 1 この要綱は、平成29年6月5日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第11条第5項、第13条、第15条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則 この要綱は、平成30年6月7日から施行する。

附則 この要綱は、令和元年6月20日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年6月17日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年5月17日から施行する。

附則 この要綱は、令和4年5月26日から施行する。

附則 この要綱は、令和6年5月21日から施行する。

(追記)

別表第1 (第4条関係) (省略)

別表第2 (第4条関係)

区分	事業内容及び補助対象経費	補助率等	備考
事業費	<p>(1) 事業内容 事業実施主体が行う森林・山村多面的機能発揮対策事業のうち、実施要領別紙のⅢ第3の1の(2)イに規定する種類の資機材等整備を除く事業</p> <p>(2) 補助対象経費 ①賃金 ②報償費 ③旅費 ④需用費 ⑤役務費 ⑥委託料 ⑦使用料及び賃借料</p>	<p>(1) 補助率 別表第3に定めるとおり</p> <p>(2) 補助限度額 国の交付金額の6分の1以内</p>	<p>(注) 食糧費及び賄材料費については、補助対象外とする。</p>

別表第3 (第4条関係)

種 類	(1) 国の交付単価又は 交付率	(2) 県の交付単価
①地域活動型 (森林資源活用)	1ヘクタール当たり 120,000円(初年度)	1ヘクタール当たり 20,000円(初年度)
	<u>116,000円(2年目)</u>	19,000円(2年目)
	<u>112,000円(3年目)</u>	<u>18,500円(3年目)</u>
②地域活動型 (竹林資源活用)	1ヘクタール当たり 332,000円(初年度)	1ヘクタール当たり 55,000円(初年度)
	<u>304,000円(2年目)</u>	<u>50,500円(2年目)</u>

区分	事業内容及び補助対象経費	補助率等	備考
事業費	<p>(1) 事業内容 事業実施主体が行う森林・山村多面的機能発揮対策事業のうち、実施要領別紙3の第4(2)イに規定する種類の資機材・施設の整備等を除く事業</p> <p>(2) 補助対象経費 ①賃金 ②報償費 ③旅費 ④需用費 ⑤役務費 ⑥委託料 ⑦使用料及び賃借料</p>	<p>(1) 補助率 別表第3に定めるとおり</p> <p>(2) 補助限度額 国の交付金額の6分の1以内</p>	<p>(注) 食糧費及び賄材料費については、補助対象外とする。</p>

別表第3 (第4条関係)

種 類	(1) 国の交付単価又は 交付率	(2) 県の交付単価
①活動推進費	<u>112,500円(初年度のみ)</u>	<u>18,750円(初年度のみ)</u>
②地域環境保全 タイプ(里山林 保全)	1ヘクタール当たり 120,000円(初年度)	1ヘクタール当たり 20,000円(初年度)
	<u>115,000円(2年目)</u>	19,000円(2年目)
	<u>110,000円(3年目)</u>	<u>18,000円(3年目)</u>
③地域環境保全 タイプ(侵入竹)	1ヘクタール当たり 285,000円(初年度)	1ヘクタール当たり 47,500円(初年度)

	<u>276,000円（3年目）</u>	<u>46,000円（3年目）</u>
③複業実践型	1ヘクタール当たり	1ヘクタール当たり
	<u>191,000円（初年度）</u>	<u>31,500円（初年度）</u>
	<u>176,000円（2年目）</u>	<u>29,000円（2年目）</u>
	<u>162,000円（3年目）</u>	<u>27,000円（3年目）</u>
④機能強化	1メートル当たり 800円	1メートル当たり 100円
⑤関係人口創出 ・維持	年間当たり 50,000円	年間当たり 8,000円
⑥活動推進費	<u>年間当たり 38,000円</u>	<u>年間当たり 6,000円</u>

(注)：①、②及び③の交付単価は、活動計画の取組年度に応じるものとする。

別表第4（第6条、第7条、第13条関係）（省略）

別記第1号様式（第5条関係）（省略）

除去・竹林整備)	265,000円（2年目）	44,000円（2年目）
	<u>245,000円（3年目）</u>	<u>40,500円（3年目）</u>
④森林資源利用 タイプ	1ヘクタール当たり	1ヘクタール当たり
	<u>120,000円（初年度）</u>	<u>20,000円（初年度）</u>
	<u>115,000円（2年目）</u>	<u>19,000円（2年目）</u>
	<u>110,000円（3年目）</u>	<u>18,000円（3年目）</u>
⑤森林機能 強化タイプ	1メートル当たり 800円	1メートル当たり 100円
⑥関係人口創出 ・維持タイプ	年間当たり 50,000円	年間当たり 8,000円

(注)：②、③及び④の交付単価は、活動計画の取組年度に応じるものとする。

別表第4（第6条、第7条、第13条関係）（省略）

別記第1号様式（第5条関係）（省略）

別記第1-1号様式

別記第1-1号様式

事業計画書
(変更事業計画書)
(事業実績報告書)

1 事業計画 (実績)

(1) 事業の目的

(2) 事業の内容

ア 高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金の補助金総括表 (又は実績)

区分	交付単価 (円/ha、円/m又は 円/活動組織) 注1	対象森林面積 等 (ha) 注2	交付額 (円)	交付対象 組織数	備考
主たる活動	地域活動型(森林資源活用)	20,000			
		19,000			
		18,500			
	地域活動型(竹林資源活用)	55,000			
		50,500			
		46,000			
	複業実践型	31,500			
		29,000			
		27,000			
	従たる活動	機能強化	100		
関係人口創出・維持		8,000	—		
活動推進費		6,000	二		
合計	—	—			
間伐等(除伐、枝打ちを含む。)の実施面積	—		—	—	—
当該年度に長期にわたり手入れをされてなかったと考えられる里山林を整備した面積	—		—	—	—

(注) 1：機能強化は円/m、関係人口創出・維持は円/活動組織での単価。

(注) 2：交付最低面積は0.1ヘクタール、また、交付最低延長は1メートルとする。

(注) 3：機能強化は、主たる活動を効果的に実施するため又は主たる活動の実施後にその効果を維持・強化するために必要な場合に限り実施することができる。

(注) 4：関係人口創出・維持は、地域外関係者の参加を得て活動することが主たる活動を効果的に実施するために必要な場合に限り実施することができる。

(注) 5：実績報告にあっては、金額の根拠となる通帳のコピー等を添える。

別記第1-1号様式

別記第1-1号様式

事業計画書
(変更事業計画書)
(事業実績報告書)

1 事業計画 (実績)

(1) 事業の目的

(2) 事業の内容

ア 高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金の補助金総括表 (又は実績)

区分	交付単価 (円/ha、円/m又は 円/活動組織) 注1	対象森林面積等 (ha) 注2	交付額 (円)	交付対象 組織数	備考
活動推進費	18,750	二			
地域環境保全タイプ (里山林保全)	20,000				
	19,000				
	18,000				
地域環境保全タイプ (侵入竹除去・竹林整備)	47,500				
	44,000				
	40,500				
森林資源利用タイプ	20,000				
	19,000				
	18,000				
森林機能強化タイプ	100				
関係人口創出・維持タイプ	8,000	—			
合計	—	—			
間伐等(除伐、枝打ちを含む。)の実施面積	—		—	—	—
当該年度に長期にわたり手入れをされてなかったと考えられる里山林を整備した面積	—		—	—	—

(注) 1：森林機能強化タイプは円/m、関係人口創出・維持タイプは円/活動組織での単価。

(注) 2：交付最低面積は0.1ヘクタール、また、交付最低延長は1メートルとする。

(注) 3：活動推進費は、初年度のみ交付する。

(注) 4：森林機能強化タイプの活動は、地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプの活動を効果的に実施し、若しくはこれらの活動の実施後にその効果を維持・強化するために必要な場合に限り実施することができる。

(注) 5：関係人口創出・維持タイプの活動は、地域外関係者の参加を得て活動することが、地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプの活動を効果的に実施するために必要な場合に限り実施することができる。

(注) 6：実績報告にあっては、金額の根拠となる通帳のコピー等を添える。

